

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則……………（法制文書課） 49

○北海道立美術館条例施行規則の一部を改正する規則……………（教育庁文化・スポーツ課） 49

告 示

○有害図書類の指定……………（くらし安全推進課） 50

○農業振興地域の指定……………（農地調整課） 50

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課） 50

○知事権限に係る保安林の指定の予定（2件）……………（治山課） 51

○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課） 51

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定（2件）……………（治山課） 52

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 52

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 53

○森林法による通知に代える公示（2件）……………（治山課） 53

○土地収用法による土地の立入りの通知……………（建設部総務課） 54

○土地収用法による事業の認定……………（建設部総務課） 54

○道路の供用の開始……………（道路課） 54

○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課） 55

○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防災害課） 55

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（砂防災害課） 55

○都市計画区域の変更……………（都市計画課） 57

○準都市計画区域の指定……………（都市計画課） 57

○都市計画の変更の決定……………（都市計画課） 58

○都市計画法第34条第11号の規定により指定した区域の変更……………（都市計画課） 61

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 62

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 62

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 63

道立緑ヶ丘病院告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 65

道議会告示

○北海道議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程…………… 65

道選挙管理委員会告示

○参議院選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表…………… 65

道収用委員会告示

○土地収用法による裁決書の公示送達…………… 65

道公安委員会規則

○北海道暴力団の排除の推進に関する条例施行規則…………… 66

○道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 76

道警察本部告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示…………… 77

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 77

規 則

北海道知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第15号

北海道知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

北海道知事の資産等の公開に関する規則（平成7年北海道規則第96号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「先物取引の事業・雑所得」を「先物取引の事業・譲渡・雑所得」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道立美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第16号

北海道立美術館条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立美術館条例施行規則（昭和63年北海道規則第31号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「第3条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条第2項中「第3条第2

項」を「第4条第2項」に改める。 第3条中「第4条」を「第5条」に改める。 附 則 この規則は、平成23年4月1日から施行する。				幕別地域の事項中「平成22年北海道告示第302号」を「平成23年北海道告示第216号」に改める。 3 昭和46年北海道告示第2814号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。 北斗地域の事項中「平成20年北海道告示第217号」を「平成23年北海道告示第216号」に、恵庭地域の事項中「平成10年北海道告示第732号」を「平成23年北海道告示第216号」に改める。 4 昭和47年北海道告示第3389号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。 旭川地域の事項中「平成17年北海道告示第244号」を「平成23年北海道告示第216号」に、函館地域の事項中「平成22年北海道告示第302号」を「平成23年北海道告示第216号」に改める。																																																																																																																																										
告 示																																																																																																																																														
北海道告示第196号 北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第16条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。 平成23年3月29日 <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">北海道知事 高 橋 はるみ</td></tr><tr><td>図 書 類 の 種 別</td><td>図書コード</td><td>図 書 類 の 名 称</td><td>発 行 所、制作所、受審会社等</td></tr><tr><td>雑 誌</td><td>16631-03</td><td>人妻姦熟comic 母子相姦 3月号</td><td>平成23年2月12日発売 株 式 会 社 メ デ ィ ア ッ ク ス</td></tr><tr><td>同</td><td>06757-04</td><td>特盛 Comic 人妻熟女ざかり 4月号</td><td>平成23年2月26日発売 同</td></tr><tr><td>同</td><td>06984-4</td><td>COMIC PRISM Vol.2</td><td>平成23年2月25日発行 株式会社キルタイムコミュニケーション</td></tr><tr><td>同</td><td>11585-4</td><td>愛の体験スペシャル DX 4月号</td><td>平成23年2月28日発行 株 式 会 社 竹 書 房</td></tr><tr><td>同</td><td>07689-04</td><td>微熟 SUPER デラックス 4月号</td><td>平成23年3月5日発売 株 式 会 社 セ ブ ン 新 社</td></tr><tr><td>同</td><td>18161-03</td><td>BOY'S ピアス 3月号</td><td>平成23年3月1日発行 株 式 会 社 ジ ュ ネ ッ ト</td></tr><tr><td>同</td><td>06399-04</td><td>DVD ルージュ 4月号</td><td>平成23年4月1日発行 サ ニ ー 出 版 株 式 会 社</td></tr></table> 指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため						北海道知事 高 橋 はるみ		図 書 類 の 種 別	図書コード	図 書 類 の 名 称	発 行 所、制作所、受審会社等	雑 誌	16631-03	人妻姦熟comic 母子相姦 3月号	平成23年2月12日発売 株 式 会 社 メ デ ィ ア ッ ク ス	同	06757-04	特盛 Comic 人妻熟女ざかり 4月号	平成23年2月26日発売 同	同	06984-4	COMIC PRISM Vol.2	平成23年2月25日発行 株式会社キルタイムコミュニケーション	同	11585-4	愛の体験スペシャル DX 4月号	平成23年2月28日発行 株 式 会 社 竹 書 房	同	07689-04	微熟 SUPER デラックス 4月号	平成23年3月5日発売 株 式 会 社 セ ブ ン 新 社	同	18161-03	BOY'S ピアス 3月号	平成23年3月1日発行 株 式 会 社 ジ ュ ネ ッ ト	同	06399-04	DVD ルージュ 4月号	平成23年4月1日発行 サ ニ ー 出 版 株 式 会 社	北海道告示第198号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、しろがね土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。 平成23年3月29日 <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">北海道知事 高 橋 はるみ</td></tr><tr><td>就退任の別</td><td>就退任年月日</td><td>理事・監事の別</td><td>氏 名</td><td>住 所</td></tr><tr><td>就 任</td><td>平成23. 3. 11</td><td>理 事</td><td>岡 田 幸 男</td><td>上川郡美瑛町字北瑛第2</td></tr><tr><td>同</td><td>同</td><td>同</td><td>本 山 久 和</td><td>同 美瑛町字美沢早崎</td></tr><tr><td>同</td><td>同</td><td>同</td><td>坂 上 勝 美</td><td>同 美瑛町字藤野協成</td></tr><tr><td>同</td><td>同</td><td>同</td><td>尾 崎 正</td><td>同 美瑛町字美馬牛大成</td></tr><tr><td>同</td><td>同</td><td>同</td><td>外 山 貴 司</td><td>同 美瑛町字瑠辺薬第2</td></tr><tr><td>同</td><td>同</td><td>同</td><td>今 野 登</td><td>同 美瑛町字美沢川向大正山</td></tr><tr><td>同</td><td>同</td><td>同</td><td>北 村 碩 啓</td><td>空知郡上富良野町西2線北31号</td></tr><tr><td>同</td><td>同</td><td>同</td><td>井 村 昭 次</td><td>同 上富良野町西6線北22号</td></tr><tr><td>同</td><td>同</td><td>同</td><td>菅 野 博 和</td><td>同 上富良野町西12線北36号</td></tr><tr><td>同</td><td>同</td><td>同</td><td>数 山 善 一</td><td>同 上富良野町西13線北32号</td></tr><tr><td>同</td><td>同</td><td>同</td><td>布 施 紀 昭</td><td>同 中富良野町字中富良野新田中農場</td></tr><tr><td>同</td><td>同</td><td>同</td><td>池 田 俊 宏</td><td>同 中富良野町字中富良野伊藤農場</td></tr><tr><td>同</td><td>同</td><td>同</td><td>北 本 正 俊</td><td>同 中富良野町字中富良野吉井農場</td></tr><tr><td>同</td><td>同</td><td>監 事</td><td>高 嶋 章 広</td><td>同 中富良野町字中富良野福原農場</td></tr><tr><td>同</td><td>同</td><td>同</td><td>安 達 治 泰</td><td>同 上富良野町西7線北28号</td></tr><tr><td>退 任</td><td>同 23. 3. 10</td><td>理 事</td><td>岡 田 幸 男</td><td>上川郡美瑛町字北瑛第2</td></tr><tr><td>同</td><td>同</td><td>同</td><td>本 山 久 和</td><td>同 美瑛町字美沢早崎</td></tr><tr><td>同</td><td>同</td><td>同</td><td>大 西 政 博</td><td>同 美瑛町字瑠辺薬第3</td></tr></table>						北海道知事 高 橋 はるみ		就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所	就 任	平成23. 3. 11	理 事	岡 田 幸 男	上川郡美瑛町字北瑛第2	同	同	同	本 山 久 和	同 美瑛町字美沢早崎	同	同	同	坂 上 勝 美	同 美瑛町字藤野協成	同	同	同	尾 崎 正	同 美瑛町字美馬牛大成	同	同	同	外 山 貴 司	同 美瑛町字瑠辺薬第2	同	同	同	今 野 登	同 美瑛町字美沢川向大正山	同	同	同	北 村 碩 啓	空知郡上富良野町西2線北31号	同	同	同	井 村 昭 次	同 上富良野町西6線北22号	同	同	同	菅 野 博 和	同 上富良野町西12線北36号	同	同	同	数 山 善 一	同 上富良野町西13線北32号	同	同	同	布 施 紀 昭	同 中富良野町字中富良野新田中農場	同	同	同	池 田 俊 宏	同 中富良野町字中富良野伊藤農場	同	同	同	北 本 正 俊	同 中富良野町字中富良野吉井農場	同	同	監 事	高 嶋 章 広	同 中富良野町字中富良野福原農場	同	同	同	安 達 治 泰	同 上富良野町西7線北28号	退 任	同 23. 3. 10	理 事	岡 田 幸 男	上川郡美瑛町字北瑛第2	同	同	同	本 山 久 和	同 美瑛町字美沢早崎	同	同	同	大 西 政 博	同 美瑛町字瑠辺薬第3
		北海道知事 高 橋 はるみ																																																																																																																																												
図 書 類 の 種 別	図書コード	図 書 類 の 名 称	発 行 所、制作所、受審会社等																																																																																																																																											
雑 誌	16631-03	人妻姦熟comic 母子相姦 3月号	平成23年2月12日発売 株 式 会 社 メ デ ィ ア ッ ク ス																																																																																																																																											
同	06757-04	特盛 Comic 人妻熟女ざかり 4月号	平成23年2月26日発売 同																																																																																																																																											
同	06984-4	COMIC PRISM Vol.2	平成23年2月25日発行 株式会社キルタイムコミュニケーション																																																																																																																																											
同	11585-4	愛の体験スペシャル DX 4月号	平成23年2月28日発行 株 式 会 社 竹 書 房																																																																																																																																											
同	07689-04	微熟 SUPER デラックス 4月号	平成23年3月5日発売 株 式 会 社 セ ブ ン 新 社																																																																																																																																											
同	18161-03	BOY'S ピアス 3月号	平成23年3月1日発行 株 式 会 社 ジ ュ ネ ッ ト																																																																																																																																											
同	06399-04	DVD ルージュ 4月号	平成23年4月1日発行 サ ニ ー 出 版 株 式 会 社																																																																																																																																											
		北海道知事 高 橋 はるみ																																																																																																																																												
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所																																																																																																																																										
就 任	平成23. 3. 11	理 事	岡 田 幸 男	上川郡美瑛町字北瑛第2																																																																																																																																										
同	同	同	本 山 久 和	同 美瑛町字美沢早崎																																																																																																																																										
同	同	同	坂 上 勝 美	同 美瑛町字藤野協成																																																																																																																																										
同	同	同	尾 崎 正	同 美瑛町字美馬牛大成																																																																																																																																										
同	同	同	外 山 貴 司	同 美瑛町字瑠辺薬第2																																																																																																																																										
同	同	同	今 野 登	同 美瑛町字美沢川向大正山																																																																																																																																										
同	同	同	北 村 碩 啓	空知郡上富良野町西2線北31号																																																																																																																																										
同	同	同	井 村 昭 次	同 上富良野町西6線北22号																																																																																																																																										
同	同	同	菅 野 博 和	同 上富良野町西12線北36号																																																																																																																																										
同	同	同	数 山 善 一	同 上富良野町西13線北32号																																																																																																																																										
同	同	同	布 施 紀 昭	同 中富良野町字中富良野新田中農場																																																																																																																																										
同	同	同	池 田 俊 宏	同 中富良野町字中富良野伊藤農場																																																																																																																																										
同	同	同	北 本 正 俊	同 中富良野町字中富良野吉井農場																																																																																																																																										
同	同	監 事	高 嶋 章 広	同 中富良野町字中富良野福原農場																																																																																																																																										
同	同	同	安 達 治 泰	同 上富良野町西7線北28号																																																																																																																																										
退 任	同 23. 3. 10	理 事	岡 田 幸 男	上川郡美瑛町字北瑛第2																																																																																																																																										
同	同	同	本 山 久 和	同 美瑛町字美沢早崎																																																																																																																																										
同	同	同	大 西 政 博	同 美瑛町字瑠辺薬第3																																																																																																																																										

退任	平成23. 3.10	理事	齊藤 愼	上川郡美瑛町字美沢美生	北海道知事 高 橋 はるみ
同	同	同	坂上 勝美	同 美瑛町字藤野協成	1 保安林予定森林の所在場所 爾志郡乙部町字花磯1・4の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
同	同	同	尾崎 正	同 美瑛町字美馬牛大成	2 指定の目的 風害の防備
同	同	同	北村 碩啓	空知郡上富良野町西2線北31号	3 指定施業要件
同	同	同	井村 昭次	同 上富良野町西6線北22号	(1) 立木の伐採の方法
同	同	同	菅野 博和	同 上富良野町西12線北36号	ア 主伐は、択伐による。
同	同	同	数山 善一	同 上富良野町西13線北32号	イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
同	同	同	布施 紀昭	同 中富良野町字中富良野新田中農場	ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
同	同	同	池田 俊宏	同 中富良野町字中富良野伊藤農場	(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
同	同	同	北本 正俊	同 中富良野町字中富良野吉井農場	（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道檜山振興局産業振興部林務課及び乙部町役場に備え置いて縦覧に供する。）
同	同	監事	高嶋 章広	同 中富良野町字中富良野福原農場	
同	同	同	中瀬 実	同 上富良野町西9線北29号	

北海道告示第199号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成23年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 函館市日浦町157の1・158・159・163・164・168の1・169（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、332

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第200号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成23年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所 石狩市浜益区床丹1349の5地先・1349の5・1353の1・千代志別1349の4・幌967の1地先・967の1・1011の1（以上2筆地先5筆について次の図に示す部分に限る。）、1010の1、床丹882

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 石狩市厚田区小谷280地先（次の図に示す部分に限る。）、126、201の1、201の2、248の2、280、292の2から292の4まで、292の11、292の35、292の40から292の49まで、292の54から292の56まで、292の71から292の75まで

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 3(1) 保安林の所在場所 広尾郡大樹町字光地園19の8・28の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、28の5、178の1 (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 4(1) 保安林の所在場所 松前郡松前町字原口175・191から195まで・197の3から197の5まで・203の2・208・209・271・272（以上14筆について次の図に示す部分に限る。）、202 (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 5(1) 保安林の所在場所 岩内郡岩内町字東山2の1・2の10・2の11・2の30（以上4筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに石狩市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第202号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。 平成23年3月29日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 解除予定保安林の所在場所 勇払郡厚真町字軽舞766・773（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 風害の防備 3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第203号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。 平成23年3月29日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 解除予定保安林の所在場所 帯広市八千代町259の1（次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 風害の防備 3 解 除 の 理 由 用排水路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び帯広市役所に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第204号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。 平成23年3月29日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 中川郡豊頃町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
--	---

- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 中川郡豊頃町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び豊頃町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第205号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 石狩市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 石狩市（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 天塩郡遠別町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 寿都郡黒松内町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに石狩市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第206号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を中富良野町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成23年農林水産省告示第455号のとおりである。

平成23年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

空知郡中富良野町字フラヌ1997の1所在の森林について所有権を有する 片山 啓二

空知郡中富良野町字上富良野2239の6所在の森林について所有権を有する

株式会社エシック

空知郡中富良野町字上富良野2239の6 所在の森林について所有権を有する 有限会社菱和コーポレーション		上、大工川、中野、清川、千代田、清水川、開発、白川、稲里、市渡及び村山 亀田郡七飯町字鶴野、字飯田町、字桜町及び字緑町	
北海道告示第207号		4 立 入 期 間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	
森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係市役所の掲示場に掲示した。その要旨は、平成23年農林水産省告示第497号のとおりである。		北海道告示第209号	
平成23年3月29日		土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。 平成23年3月29日	
北海道知事 高 橋 はるみ		北海道知事 高 橋 はるみ	
1(1) 所在が不明な者		1(1) 起 業 者 の 名 称 学校法人つくし学園	
名寄市風連町字西風連313、314所在の森林について所有権を有する 村山 利雄		(2) 事 業 の 種 類 第2つくし保育園（仮称）建設事業	
名寄市風連町字西風連321所在の森林について所有権を有する 山崎 ヨシ子		(3) 起 業 地	
名寄市風連町字西風連325、329の1 所在の森林について所有権を有する 田中 邦雄		ア 収 用 の 部 分 千歳市北信濃地内	
名寄市風連町字西風連542、543所在の森林について所有権を有する 斉藤 長一郎		イ 使 用 の 部 分 なし	
名寄市風連町字西風連548所在の森林について所有権を有する 藤川 恒一		(4) 事業の認定をした理由 次のとおり（「次のとおり」は省略し、北海道建設部総務課及び千歳市に備え置いて、一般の縦覧に供する。）	
名寄市風連町字西風連630、631所在の森林について所有権を有する 佐藤 友一		(5) 起 業 地 を 表 示 す る 千歳市役所	
名寄市風連町字池の上210所在の森林について所有権を有する 田村 宣雄		図 面 の 縦 覧 場 所	
(2) 掲 示 場 所 名寄市役所		2(1) 起 業 者 の 名 称 せたな町	
2(1) 所在が不明な者		(2) 事 業 の 種 類 せたな町立国保病院大成診療所保全事業及び医師住宅保全事業	
富良野市2283の3、2283の4、2283の7、2283の8、2283の42、2283の90から2283の92まで所在の森林について所有権を有する 日下 博將		(3) 起 業 地	
(2) 掲 示 場 所 富良野市役所		ア 収 用 の 部 分 久遠郡せたな町大成区都地内	
北海道告示第208号		イ 使 用 の 部 分 なし	
土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により、次のとおり土地に立ち入る旨、通知があった。		(4) 事業の認定をした理由 次のとおり（「次のとおり」は省略し、北海道建設部総務課及びせたな町に備え置いて、一般の縦覧に供する。）	
平成23年3月29日		(5) 起 業 地 を 表 示 す る せたな町役場大成総合支所	
北海道知事 高 橋 はるみ		図 面 の 縦 覧 場 所	
1 起 業 者 の 名 称 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構		北海道告示第210号	
2 事 業 の 種 類 北海道新幹線建設工事及び附帯工事		道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。	
3 立ち入ろうとする土地の区域 松前郡福島町字館崎		その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。	
上磯郡知内町字湯ノ里、字重内、字中ノ川及び字森越		平成23年3月29日	
上磯郡木古内町字建川、字鶴岡、字新道、字本町、字木古内、字大平、字札苅、字幸連、字橋呉及び字亀川		北海道知事 高 橋 はるみ	
北斗市茂辺地、茂辺地市ノ渡、柳沢、三好、水無、桜岱、添山、押			

路線名及び縦覧場所

道道 音調津陣屋線

北海道十勝総合振興局

帯 広 建 設 管 理 部

道道 帯 広 浦 幌 線

北海道十勝総合振興局

帯 広 建 設 管 理 部

道道 豊頃糠内芽室線

北海道十勝総合振興局

帯 広 建 設 管 理 部

道道 幕 別 大 樹 線

北海道十勝総合振興局

帯 広 建 設 管 理 部

供 用 開 始 の 区 間

広尾郡広尾町字音調津753番地先から同郡広尾町字音調津75番地先まで

河東郡音更町宝来本通6丁目1番8地先から同郡音更町宝来南1条7丁目1番1地先まで

中川郡幕別町字美川40番1地先から同郡幕別町字美川62番4地先まで

中川郡幕別町字五位724番地先から同郡幕別町字中里69番1地先まで

供用開始の期日

平成23. 3.29

同

同 23. 3.31

同

北海道告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類

道道

2 路 線 名

上士幌士幌音更線

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
河東郡上士幌町字上音更東4線270番2地先から同郡上士幌町字上音更東3線269番1地先まで	前	60.92mから71.10mまで	150.00m	――
	後	60.92mから72.59mまで	150.00m	――

北海道告示第212号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成23年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

茂尻川（I－24－1060）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

檜山郡江差町字緑丘（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

新栄町右沢川（I－24－0970）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

檜山郡江差町字東山（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

新栄町沢川（I－24－0980）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

檜山郡江差町字東山（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第213号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成23年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

南茅部尾札部10（I－2－172－1210）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

函館市尾札部町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

南茅部尾札部11（I－2－173－1211）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

函館市尾札部町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差新地3（I-2-412-1450） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字新地町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 陣屋左沢川（I-24-1070） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字円山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浜益送毛1（I-0-289-289） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩市浜益区送毛（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浜益送毛2（I-0-290-290） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩市浜益区送毛（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浜益送毛3（I-0-291-291） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩市浜益区送毛（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 送毛川左の沢（I-03-0660） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩市浜益区送毛（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 送毛川左1の沢（I-03-0670） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩市浜益区送毛（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 送毛川（I-03-0700） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩市浜益区送毛（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 送毛川右の沢（I-03-0710） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
---	--

石狩市浜益区送毛（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 送毛川1の沢（I-03-0720） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩市浜益区送毛（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第214号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり都市計画区域を変更する。 平成23年3月29日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 夕張都市計画区域に係る事項 (1) 都市計画区域の名称 夕張都市計画区域 (2) 都市計画区域から除外される土地 夕張市鹿島、鹿島明石町、鹿島千年町、鹿島錦町、鹿島宝町、鹿島富士見町、鹿島緑町、鹿島栄町、鹿島弥生町、鹿島代々木町、鹿島春日町、鹿島北栄町、鹿島常盤町、鹿島白金並びにこれらの区域に隣接する国有地 （この都市計画区域の図は北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置く） 2 稚内都市計画区域に係る事項 (1) 都市計画区域の名称 稚内都市計画区域 (2) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域 稚内市西浜4丁目、宝来3丁目、宝来4丁目及び声間5丁目の各一部 (3) 都市計画区域に含まれる土地の区域 ア 稚内市西浜1丁目から3丁目まで、富士見1丁目から5丁目まで、ノシャップ、ノシャップ1丁目から5丁目まで、恵比須1丁目から3丁目まで、恵比須5丁目、宝来1丁目から2丁目まで、宝来4丁目から5丁目まで、中央1丁目から5丁目まで、開	運1丁目から2丁目まで、港1丁目から2丁目まで、港4丁目から5丁目まで、新港町、新末広町、末広1丁目から5丁目まで、大黒1丁目から5丁目まで、潮見1丁目から5丁目まで、緑1丁目から5丁目まで、こまどり1丁目から5丁目まで、栄1丁目から5丁目まで、萩見1丁目から5丁目まで、朝日1丁目から6丁目まで、富岡1丁目から6丁目まで、若葉台、若葉台1丁目から3丁目まで、はまなす1丁目から5丁目まで及び声間1丁目から3丁目までの全域、西浜4丁目、恵比須4丁目、宝来3丁目、緑6丁目、港3丁目、声間4丁目、声間5丁目並びに新光町の各一部 イ 稚内市大字稚内村字ヤムワッカナイ2664番及び2816番、字クサンル2547番、字エノシコマナイ1617番から1622番まで、1627番から1636番まで、1638番、1642番から1647番まで、1653番、1841番から1844番まで、1854番、1857番から1864番まで、2244番、2250番、2252番、2259番、2263番、2265番及び2273番 ウ 稚内市大字声間村字コエトイ原野、字ナイホホチ、字ナイボボチ、字ナイポボチ、字ナエボボチ、字ナエポボチ、字ホント及び字ポントの全域、字声間6121番、6629番、6632番、6633番、6896番、6897番、6899番から6901番まで、6907番から6909番まで、6914番、6915番、6925番、6926番、6930番から6933番まで、6950番から6955番まで、6956番の一部、6957番の一部及び8268番、字下声間4428番の一部、4751番から4754番まで及び4755番の一部、字声間原野923番、4068番の一部及び4069番の一部、字上声間原野4278番の一部及び4280番、字下声間原野818番、986番及び1103番、字コエトイ766番、字サラキトオマナイ966番の一部、字サラキトオマナイ原野2166番、字サラキトマナイ6642番及び6643番の各一部並びにこれら区域に隣接する港湾敷地、稚内公園敷地及び稚内霊苑敷地並びにこれらの区域に介在する国有地及び道有地、市有地の全部並びにこれらの区域の地先公有水面 (4) 都市計画区域から除外される土地 ア 稚内市港3丁目、声間4丁目及び声間5丁目の各一部 イ 稚内市大字声間村字声間635番、6903番から6905番、6956番の一部、6957番の一部、6958番、6959番及び6961番、字下声間4428番の一部、4755番の一部、5879番の一部及び8368番、字声間原野4068番及び4069番の各一部、字上声間原野4278番の一部、字コエトイ712番及び2215番、字サラキトオマナイ966番の一部、字サラキトマナイ6642番の一部、6643番の一部、6645番及び6647番並びにこれら区域に隣接する国有林の区域及び声間川の河川区域 （この都市計画区域の図は北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置く） 北海道告示第215号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の2第1項の規定により、次のとおり準都市計画区域を指定する。 平成23年3月29日
--	--

1 準都市計画区域の名称 端野準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

- (1) 北見市端野町二区 1 番から 5 番まで、9 番、13 番、14 番、16 番から 21 番まで、24 番、27 番、28 番、30 番から 35 番まで、37 番、42 番から 46 番まで、59 番から 61 番まで、62 番の一部、63 番、65 番から 67 番まで、73 番、112 番、113 番、168 番、169 番、171 番、205 番から 213 番まで、219 番から 221 番まで、225 番、229 番、233 番、234 番の一部、235 番、240 番、245 番、251 番から 255 番まで、257 番、258 番、260 番、261 番、265 番、266 番、269 番から 273 番まで、275 番から 282 番まで、284 番から 287 番まで、289 番から 292 番まで、298 番、300 番、301 番、303 番から 307 番まで、309 番から 311 番まで、315 番、317 番から 322 番まで、328 番から 334 番まで、336 番から 342 番まで、344 番から 353 番まで、355 番、367 番、370 番から 372 番まで、376 番、380 番、390 番、395 番、396 番、408 番から 411 番まで、415 番、418 番、419 番、427 番から 435 番まで、437 番から 440 番まで、443 番の一部、446 番から 453 番まで、455 番から 459 番まで、462 番から 469 番まで、471 番、476 番、477 番、479 番から 484 番まで、489 番、491 番、493 番、496 番、497 番、499 番、500 番、502 番、504 番、505 番、507 番、510 番から 524 番まで、526 番から 529 番まで、534 番から 537 番まで、542 番から 544 番まで、546 番、548 番から 550 番まで、554 番、555 番、558 番、560 番、561 番、563 番、565 番、566 番、568 番、570 番から 575 番まで、578 番、582 番から 585 番まで、587 番、588 番、601 番、603 番、726 番の一部、727 番から 731 番まで、734 番、738 番から 743 番まで、744 番の一部、745 番の一部、747 番、748 番の一部、749 番の一部、750 番の一部、751 番の一部、752 番の一部、754 番、755 番、757 番、758 番、761 番、762 番、764 番、765 番、766 番の一部、768 番、770 番から 772 番まで、774 番、776 番、777 番、779 番から 783 番まで、789 番、790 番、792 番の一部、793 番の一部、981 番から 987 番まで、988 番の一部、989 番、991 番、1161 番の一部、1162 番から 1169 番まで、1171 番、1172 番、1174 番の一部、1191 番の一部、1192 番から 1316 番まで、1319 番、1322 番の一部、1323 番の一部、1324 番の一部、1330 番の一部、1331 番及びこれら区域に介在する国有地、市有地の全部並びにこれら区域に隣接する市道端野町 17 号線の一部及び一級河川常呂川の一部
- (2) 北見市端野町三区 1 番、2 番、4 番から 8 番まで、10 番から 16 番まで、18 番から 23 番まで、36 番、38 番、39 番、41 番、42 番、44 番から 56 番まで、58 番、62 番から 70 番まで、72 番から 75 番まで、77 番から 83 番まで、85 番、87 番、90 番、93 番、99 番、100 番、102 番、104 番、106 番、108 番から 110 番まで、112 番、114 番から 127 番まで、129 番、131 番、134 番、136 番から 147 番まで、149 番、150 番、152 番から 162 番まで、164 番、166 番、168 番、170 番、172 番、175 番から 185 番まで、188 番、191 番から 193 番まで、195 番から 202 番まで、204 番、213 番、215 番から 254 番まで、257 番、259 番、260 番、262 番、264 番から 269 番まで、284 番から 292 番まで、294 番から 305 番まで、318 番、320 番から 332 番まで、334

- 番から 341 番まで、343 番から 349 番まで、351 番から 359 番まで、361 番、362 番、365 番から 367 番まで、369 番、371 番から 374 番まで、377 番から 379 番まで、384 番から 403 番まで、405 番から 434 番まで、438 番から 440 番まで、443 番、444 番、447 番から 449 番まで、451 番から 456 番まで、460 番から 462 番まで、464 番、465 番、467 番、470 番から 472 番まで、477 番から 480 番まで、483 番、485 番から 490 番まで、494 番、496 番、497 番、502 番から 505 番まで、510 番、511 番、513 番から 515 番まで、518 番、537 番から 543 番まで、545 番から 547 番まで、549 番から 551 番まで、553 番、555 番から 557 番まで、560 番、561 番、563 番から 577 番まで、579 番から 593 番まで、595 番、598 番から 601 番まで、603 番、604 番、606 番、608 番、611 番、615 番から 620 番まで、622 番から 624 番まで、626 番の一部、627 番、630 番の一部、632 番、633 番、635 番の一部、636 番の一部、637 番の一部、638 番の一部、641 番、661 番から 663 番までの各一部、713 番の一部、869 番、871 番、873 番、875 番、878 番、879 番、881 番、883 番、1001 番から 1009 番まで、1010 番の一部、1011 番から 1088 番まで、1094 番、1095 番の一部、1096 番の一部、1097 番の一部、1098 番の一部、1099 番の一部、1100 番の一部、1102 番、1112 番及びこれら区域に介在する国有地、道有地、市有地の全部並びにこれら区域に隣接する道道川向端野線の一部、市道端野町 10 号線の一部及び一級河川常呂川の一部
- (3) 北見市端野町端野 1 番から 3 番まで、5 番、11 番から 13 番まで、16 番、18 番から 20 番まで、25 番、29 番、30 番、32 番から 36 番まで、38 番から 47 番まで、49 番から 53 番まで、55 番から 66 番まで、68 番から 71 番まで、73 番、74 番、76 番から 79 番まで、81 番、83 番、84 番、87 番から 89 番まで、92 番、93 番、95 番、96 番、98 番から 101 番まで、103 番から 113 番まで、115 番から 117 番まで、119 番、121 番、123 番から 126 番まで、140 番から 144 番まで、146 番から 158 番まで、160 番、161 番、163 番、166 番から 176 番まで、178 番、179 番、183 番から 190 番まで、192 番、194 番、195 番、197 番、198 番、202 番、203 番、221 番、228 番、233 番、238 番、258 番、261 番及びこれら区域に介在する道有地、市有地の全部並びにこれら区域に隣接する一級河川常呂川の一部
- (北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置く準都市計画区域図のとおり)

北海道告示第 216 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成 23 年 3 月 29 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 函館圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

幕別町札内桜町及び旭町の各一部 ウ 市街化区域への変更を保留する土地の区域 なし (縦覧に供する都市計画の図書のとおり) 10 千歳恵庭圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり) 11 千歳恵庭圏都市計画区域区分に係る事項 (1) 都市計画の種類 区域区分 (2) 都市計画を定めた土地の区域 ア 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域 恵庭市西島松の一部 イ 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域 なし ウ 市街化区域への変更を保留する土地の区域 なし (縦覧に供する都市計画の図書のとおり) 12 北見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり) 13 北見都市計画区域区分に係る事項 (1) 都市計画の種類 区域区分 (2) 都市計画を定めた土地の区域 ア 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域 なし イ 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域 なし ウ 市街化区域への変更を保留する土地の区域 なし (縦覧に供する都市計画の図書のとおり) 14 留辺蘂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり) 15 夕張都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり)	16 留萌都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり) 17 稚内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり) 18 美唄奈井江都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり) 19 赤平都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり) 20 滝川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり) 21 砂川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり) 22 富良野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり) 23 当別都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり) 24 福島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり) 25 長万部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり) 26 北檜山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり) 27 今金都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
--	---

- 28 南幌都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 29 長沼都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 30 栗山都都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 31 上川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 32 美瑛都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 33 上富良野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 34 下川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 35 美深都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 36 増毛都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 37 羽幌都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 38 鶴川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 39 清水都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

- 40 標茶都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 41 弟子屈都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 42 中標津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 43 稚内都市計画臨港地区に係る事項
(1) 都市計画の種類 臨港地区
(2) 都市計画を定めた土地の区域
追加する土地の区域
稚内市開運1丁目、2丁目及び新港町の各一部
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 44 旭川圏都市計画道路に係る事項
(1) 都市計画の種類 道路
(2) 都市計画を定めた土地の区域
- | 種 別 | 名 称 | 起 点 | 終 点 | 主 な 経 過 地 |
|------|---------------|----------------|-----------------|----------------|
| 幹線街路 | 3・3・8号 金星橋通 | 旭川市字近文
5線2号 | 旭川市新星町 | 旭川市大雪通
3丁目 |
| 同 | 3・3・18号 大雪通 | 旭川市神居町
雨紛 | 旭川市永山町
13丁目 | 旭川市永山2
条1丁目 |
| 同 | 3・3・20号 永山東光線 | 旭川市永山町
9丁目 | 旭川市東光11
条3丁目 | 旭川市豊岡4
条3丁目 |
- (縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

北海道告示第217号

平成18年北海道告示第436号(都市計画法第34条第8号の3の区域等の指定)で指定した区域を次のとおり変更したので、都市計画法施行条例(平成15年北海道条例第2号)第2条第5項において準用する同条第4項により告示する。

その関係図面は、北海道建設部まちづくり局都市計画課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設指導課並びに七飯町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成23年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

指定した土地の区域(土地の区域を示す図面のとおり)

亀田郡七飯町字本町の一部、大川 7 丁目の一部、大川10丁目の一部及び字大川の一部			6 一般競争入札の公告 平成23年 2 月15日付け北海道石狩振興局告示第 2 号		
総合振興局告示及び 振興局告示			7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道石狩振興局地域政策部総務課 (2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目		
北海道石狩振興局告示第 3 号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成23年 3 月29日 北海道石狩振興局長 荒 川 剛			北海道上川総合振興局告示第57号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成23年 3 月29日 北海道上川総合振興局長 窪 田 毅		
1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) デジタル複写機等の賃貸借 一式（2 台の 1 月当たりの単価及び 1 枚当たりの単価） (2) デジタル複写機等の賃貸借 一式（2 台の 1 月当たりの単価及び 1 枚当たりの単価） (3) デジタル複写機等の賃貸借 一式（3 台の 1 月当たりの単価及び 1 枚当たりの単価）			1 入札に付す事項 (1) 調達をする物品等の名称（1 リットル当たりの単価）及び数量（調達予定数量） A 重油 393,000リットル (2) 調達をする物品等の仕様等 J I S 規格 1 種 2 号 (3) 契 約 期 間 平成23年 5 月16日から平成24年 3 月31日 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。		
2 落札を決定した日 平成23年 3 月14日			2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成23年北海道告示第 7 号に規定する物品の購入の資格（暖房燃料）を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第 1 項の規定による石油販売業の届出をしていること。 (4) 発注を受けた日から 3 日以内に納入が可能なこと。		
3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社エム・マツバラ (2) 住 所 札幌市豊平区月寒東 4 条 9 丁目 5 番11号			3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまで定めるところにより、2 の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成23年 3 月29日から同年 4 月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079－8610 旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号		
4 落札金額 (1) 基本料金 1 月当たり 28,550円 1 枚から5,000枚まで 1 枚当たり 2.4円 5,001枚から10,000枚まで 1 枚当たり 2.4円 10,001枚以上 1 枚当たり 2.4円 (2) 基本料金 1 月当たり 38,300円 1 枚から10,000枚まで 1 枚当たり 2.4円 10,001枚から30,000枚まで 1 枚当たり 2.4円 30,001枚から50,000枚まで 1 枚当たり 2.4円 50,001枚以上 1 枚当たり 2.4円 (3) 基本料金 1 月当たり 57,500円 1 枚から5,000枚まで 1 枚当たり 2.4円 5,001枚から10,000枚まで 1 枚当たり 2.4円 10,001枚から20,000枚まで 1 枚当たり 2.4円 20,001枚以上 1 枚当たり 2.4円					
5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札					

北海道上川総合振興局地域政策部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎2階
204号会議室（送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川
市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局地域政策部
総務課）

(2) 入札日時 平成23年5月9日（金）午後2時（送付による場合は、同月
6日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公
告の予定時期

(1) 名称及び数量

A重油 13,800リットル

(2) 予定時期 平成23年9月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道上川総合振興局のホームページ（<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/ka-soumu/H23Ajuuyu>）におい
てダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、
次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道上川総合振興局地域政策部総務課

(2) 所在地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号

電話番号 0166-46-5907

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

Fuel oil A (JIS class 1, No. 2) Approximately 393,000 liter

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M, May 9, 2011

(If mailed bids must arrive no later than May 6, 2011)

C Contact :

Administrative Division, Department of Regional Promotion, Kamikawa General

Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 1-1, 19-choume, 6-jo, Nagayama, Asahikawa

079-8610 Japan

Phone : 0166-46-5907

北海道留萌振興局告示第37号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年3月29日

北海道留萌振興局長 高田 久

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 複写機等の賃貸借その1

デジタル複写機等の賃貸借 一式（1台の1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

(2) 複写機等の賃貸借その2

デジタル複写機等の賃貸借 一式（1台の1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

(3) 複写機等の賃貸借その3

デジタル複写機等の賃貸借 一式（1台の1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

(4) 複写機等の賃貸借その4

デジタル複写機等の賃貸借 一式（1台の1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

(5) 複写機等の賃貸借その5

デジタル複写機等の賃貸借 一式（1台の1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

(6) 複写機等の賃貸借その6

デジタルカラー複写機の賃貸借 一式（1台の1月当たりの単価及び1枚当たりの単
価）

(7) 複写機等の賃貸借その7

デジタル複写機等の賃貸借 一式（1台の1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

(8) 複写機等の賃貸借その8

デジタル複写機等の賃貸借 一式（1台の1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

(9) 複写機等の賃貸借その9

デジタルカラー複写機の賃貸借一式（1台の1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）			複写料金	1枚当たり	3.60円
2	落札を決定した日		(5) 複写機等の賃貸借その5		
	平成23年3月4日		基本料金	1月当たり	21,000円
3	落札者の氏名及び住所		複写料金	1枚当たり	4.25円
	(1) 複写機等の賃貸借その1及びその4		(6) 複写機等の賃貸借その6		
	ア 氏 名 株式会社栄進堂		基本料金（モノクロ複写料金2,000枚までを含む。）	1月当たり	52,400円
	イ 住 所 留萌市栄町2丁目5番28号		複写料金 モノクロ 2,001枚から8,000枚まで	1枚当たり	5.00円
	(2) 複写機等の賃貸借その2		8,001枚以上	1枚当たり	4.20円
	ア 氏 名 株式会社ビジネスPLUS		カラー 1枚から1,000枚まで	1枚当たり	34.00円
	イ 住 所 留萌市海運町1丁目2番17号		1,001枚以上	1枚当たり	27.50円
	(3) 複写機等の賃貸借その3及びその5		(7) 複写機等の賃貸借その7		
	ア 氏 名 カタ事務機 片岸 政勝		基本料金	1月当たり	26,000円
	イ 住 所 留萌市沖見町6丁目		複写料金	1枚から1,000枚まで	1枚当たり 4.60円
	(4) 複写機等の賃貸借その6		1,001枚から5,000枚まで	1枚当たり	4.60円
	ア 氏 名 株式会社浜田商事		5,001枚以上	1枚当たり	4.50円
	イ 住 所 留萌市旭町2丁目		(8) 複写機等の賃貸借その8		
	(5) 複写機等の賃貸借その7及びその8		基本料金	1月当たり	21,000円
	ア 氏 名 株式会社旭屋書店		複写料金	1枚から1,000枚まで	1枚当たり 4.60円
	イ 住 所 苫前郡羽幌町南3条3丁目7番地の2		1,001枚以上	1枚当たり	4.60円
	(6) 複写機等の賃貸借その9		(9) 複写機等の賃貸借その9		
	ア 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社		基本料金	1月当たり	1,000円
	イ 住 所 札幌市中央区大通西6丁目1番地		複写料金 モノクロ 1枚から200枚まで	1枚当たり	2.33円
4	落札金額		201枚から500枚まで	1枚当たり	2.27円
	(1) 複写機等の賃貸借その1		501枚以上	1枚当たり	2.21円
	基本料金	1月当たり 34,000円	カラー 1枚から1,000枚まで	1枚当たり	10.00円
	複写料金	1枚当たり 3.90円	1,000枚から3,000枚まで	1枚当たり	9.00円
	(2) 複写機等の賃貸借その2		3,001枚以上	1枚当たり	8.70円
	基本料金	1月当たり 25,900円	5 契約の相手方を決定した手続		
	複写料金	1枚当たり 4.90円	一般競争入札		
	(3) 複写機等の賃貸借その3		6 一般競争入札の公告		
	基本料金	1月当たり 32,000円	平成23年2月8日付け北海道留萌振興局告示第3号		
	複写料金	1枚当たり 3.80円	7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地		
	(4) 複写機等の賃貸借その4		(1) 名 称 複写機等の賃貸借その1からその5までについては、北海道留萌振興局地域政策部総務課、複写機等の賃貸借その6については、北海道留萌振興局森林室管理課、複写機等の賃貸借その7からその9までについては、北海道留		
	基本料金	1月当たり 42,000円			

萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 留萌市住之江町2丁目1番地2		次のように改正する。 別記第3号様式中「先物取引の事業・雑所得」を「先物取引の事業・譲渡・雑所得」に改める。 附 則 この規程は、平成23年3月29日から施行する。					
道立緑ヶ丘病院告示		道選挙管理委員会告示					
北海道立緑ヶ丘病院告示第18号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成23年3月29日 北海道立緑ヶ丘病院長 東 端 憲 仁 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 北海道立緑ヶ丘病院庁舎清掃洗濯電話交換業務 一式 2 落札を決定した日 平成23年3月14日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 東京美装北海道株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区北3条西3丁目1番地 4 落札金額 40,740,840円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成23年1月21日付け北海道立緑ヶ丘病院告示第1号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立緑ヶ丘病院庶務課 (2) 所在地 河東郡音更町緑が丘1番地		北海道選挙管理委員会告示第12号 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定に基づき、平成22年7月11日執行の参議院選挙区選出議員選挙に関し、候補者の出納責任者から提出のあった同法第189条第1項の規定による選挙運動に関する収支報告書の要旨を別冊のとおり公表する。 その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。 平成23年3月29日 北海道選挙管理委員会委員長 永 井 利 幸					
道 議 会 告 示		道 収 用 委 員 会 告 示					
北海道議会告示第1号 平成7年北海道議会告示第1号（北海道議会議員の資産等の公開に関する規程）の一部を次のように改正する。 平成23年3月29日 北海道議会議長 石 井 孝 一 北海道議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程 北海道議会議員の資産等の公開に関する規程（平成7年北海道議会告示第1号）の一部を		北海道収用委員会告示第1号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき、次の者に送達すべき次の書類は、北海道収用委員会事務局（札幌市中央区北3条西6丁目）において保管してあるので、該当者は来庁の上受領されたい。 なお、当該書類を受領しないときは、平成23年4月18日の経過をもって同項の規定に基づく通知があったものとみなされる。 平成23年3月29日 北海道収用委員会会長 山 口 均 1 書類の名称 平成23年3月18日付けで裁決した権利取得及び明渡しに係る裁決書正本 2 書類の送達を受けるべき者の住所及び氏名 <table><tr><th>住 所</th><th>氏 名</th></tr><tr><td>不明 ただし、土地登記記録上の住所 名古屋千種区春岡通四丁目18番地</td><td>李 節子 （通称名 宮本節子） ただし、土地登記記録上の氏名 宮本節子</td></tr></table>		住 所	氏 名	不明 ただし、土地登記記録上の住所 名古屋千種区春岡通四丁目18番地	李 節子 （通称名 宮本節子） ただし、土地登記記録上の氏名 宮本節子
住 所	氏 名						
不明 ただし、土地登記記録上の住所 名古屋千種区春岡通四丁目18番地	李 節子 （通称名 宮本節子） ただし、土地登記記録上の氏名 宮本節子						

道 公 安 委 員 会 規 則

北海道暴力団の排除の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成23年 3 月29日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第 4 号

北海道暴力団の排除の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成22年北海道条例第57号。以下「条例」という。）第25条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(暴力団事務所の開設及び運営を禁止する区域の基準となる施設)

第 2 条 条例第19条第 1 項第 9 号に規定する公安委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第 1 項に規定する各種学校（小学校、中学校又は高等学校の課程に準ずる課程を置くものに限る。）

(2) 社会教育調査規則（昭和35年文部省令第11号）第 3 条第11号に規定する青少年教育施設

(当該者と密接な関係を有する者)

第 3 条 条例第21条に規定する当該者と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 当該者が条例第14条第 1 項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者である場合は、当該者が威力を利用した暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）の代表者又はこれに代わる者

(2) 当該者が条例第14条第 2 項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者である場合は、当該者が利用した暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。）

(3) 当該者が条例第14条第 3 項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者である場合は、当該者に物品を譲り渡した者又は当該物品を不正の方法を用いて取得した者

(4) 当該者が条例第15条第 1 項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者である場合は、当該者から財産上の利益の供与を受けた者

(5) 当該者が条例第17条第 2 項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者である場合は、当該者が不動産の譲渡等（同条第 1 項に規定する不動産の譲渡等をいう。）をした契約の相手方（当該契約の媒介をした者を含む。）及び当該契約に係る不

動産を暴力団事務所（条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団事務所をいう。）として使用し、又は管理している者

(6) 前各号に掲げるもののほか、当該者と雇用、使用その他の関係にある者であつて、当該者の違反行為を知り得る状況にあると認められるもの
(報告等の徴収の手続)

第 4 条 北海道公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、条例第21条の規定により報告又は資料の提出を要求するときは、当該要求の相手方に対し、次に掲げる事項を記載した報告・資料提出要求書（別記様式第 1 号）を送達して行うものとする。この場合において、口頭による報告の聴取を必要と認めるときは、当該報告を求めることができる。

(1) 要求の理由

(2) 要求の内容

(3) 報告又は資料の提出の方法、期限及び場所（口頭による報告を求めるときは、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

(4) 正当な理由がなく報告又は資料の提出を拒んだ場合における条例上の取扱い

2 条例第21条に規定する報告又は資料の提出は、口頭による報告を行う場合を除き、報告・資料提出書（別記様式第 2 号）を提出して行うものとする。

3 公安委員会は、第 1 項の規定による要求に当たっては、報告・資料提出書の提出の期限（口頭による報告を求めるときは、出頭すべき日時）までに相当な期間をおいて行うものとする。

4 第 1 項の規定による要求を受けた者が正当な理由がないのに期限までに報告・資料提出書を提出せず、又は出頭すべき日時に出頭しないときは、報告又は資料の提出を拒んだものとみなす。

(口頭による報告の聴取)

第 5 条 公安委員会は、口頭による報告の聴取をするときは、警察本部長が指定する警察職員に当該報告を聴取させるものとする。

2 公安委員会は、口頭による報告の聴取をする相手方の申出により又は職権で、出頭すべき日時又は場所を変更することができる。この場合において、当該申出は、出頭すべき日時又は場所の変更を求めるやむを得ない理由を記載した報告日時等変更申出書（別記様式第 3 号）を提出して行うものとする。

3 公安委員会は、前項の規定により出頭すべき日時若しくは場所を変更し、又はこれを変更しなかったときは、報告日時場所変更等通知書（別記様式第 4 号）により、速やかにその旨を同項の申出者に通知しなければならない。

(提出資料の取扱い)

第 6 条 公安委員会は、条例第21条の規定による資料の提出を受けたときは、提出資料目録（別記様式第 5 号）を作成し、その写しを提出者に交付しなければならない。

- 2 公安委員会は、提出者が提出した資料の所有権を放棄する旨の意思を表示したときは、所有権放棄書（別記様式第6号）を徴することとする。
- 3 公安委員会は、必要がなくなったときは、提出者から所有権放棄書を徴収した場合を除き、提出を受けた資料を速やかに提出者に返還しなければならない。この場合において、当該資料の返還は、還付請書（別記様式第7号）と引き換えに行わなければならない。（勧告の方法）
- 第7条** 条例第22条の規定による勧告は、勧告の原因となる事実及び勧告の内容を記載した勧告書（別記様式第8号）により行うものとする。（公表の方法等）
- 第8条** 条例第23条第1項の規定による公表は、北海道公報への登載及びインターネットの利用により行うものとする。
- 2 前項の公表の内容は、公表に係る者の氏名及び住所（法人である場合は、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに公表の原因となる事実とする。（意見を述べる機会の付与）
- 第9条** 公安委員会は、条例第23条第2項の規定により意見を述べる機会を付与するときは、当該機会を付与する相手方に対し、次に掲げる事項を記載した意見の聴取通知書（別記様式第9号）により通知するものとする。この場合において、口頭による意見の聴取を必要と認めるときは、その旨を通知するものとする。
- (1) 予定される公表の原因となる事実
- (2) 公表の理由
- (3) 公表の根拠となる条例の条項
- (4) 意見の申述の方法、期限及び場所（口頭による意見の申述とするときは、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）
- 2 条例第23条第2項の規定による意見の申述は、口頭による場合を除き、申述書（別記様式第10号）を提出して行うものとする。この場合において、意見の申述を行う者は、公安委員会に対し、証拠となる資料を提出することができる。
- 3 公安委員会は、第1項の規定による通知に当たっては、申述書の提出の期限（口頭による意見の申述とするときは、出頭すべき日時）までに相当な期間をおいて行うものとする。
- 4 第1項の規定による通知を受けた者が、正当な理由がないのに期限までに申述書を提出せず、又は出頭すべき日時に出頭しないときは、意見を述べる機会を与えたものとみなす。（準用規定）
- 第10条** 第5条の規定は口頭による意見を述べる機会の付与について、第6条の規定は意見の申述を行う者が公安委員会に提出した資料の取扱いについて準用する。この場合において、第5条中「口頭による報告」とあるのは「口頭による意見」と、「当該報告」とあるのは「当該意見」と、「報告日時等変更申出書（別記様式第3号）」とあるのは「意見の

聴取日時等変更申出書（別記様式第11号）」と、「報告又は資料の提出変更等通知書（別記様式第4号）」とあるのは「意見の聴取変更等通知書（別記様式第12号）」と読み替えるものとする。

（代理人）

第11条 第4条第1項の規定による要求を受けた者又は第9条第1項の規定による通知を受けた者（以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者のために、報告若しくは資料の提出又は意見の申述に関する一切の行為をすることができる。
- 3 当事者は、代理人選任届出書（別記様式第13号）を公安委員会に提出して代理人の資格を証明しなければならない。
- 4 当事者は、代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（別記様式第14号）によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

（表）

第 年 月 日	
報告・資料提出要求書	
殿	
北海道公安委員会 印	
北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成22年北海道条例第57号）第21条の規定により、あなたに対し、次のとおり報告又は資料の提出を要求します。	
記	
報告又は資料の提出を 求 め る 理 由	
報告を 求める 内容	

提出を求める資料の内容	
報告又は資料の提出期限	年 月 日 (曜日) まで 時 分 ころ
報告又は資料の提出先	(〒) 電話 (内線) F A X
備 考	

報告又は資料の提出に際しての注意事項は裏面のとおりです。

- 注 1 口頭による報告を求める場合は、備考にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
3 規格は、A列4番縦長とする。

(裏)

報告又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 正当な理由がなく報告又は資料の提出を拒んだときは、北海道暴力団の排除の推進に関する条例第23条第1項の規定により、北海道公安委員会は、その旨を公表することがあります。
- 2 「報告・資料提出書」には、「報告・資料提出要求書」の通知番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに報告又は提出資料の内容を記載して提出してください。
なお、口頭による報告を求められた場合は、出頭の際に「報告・資料提出書」を持参してください。ただし、資料の提出を行わない場合は必要ありません。
- 3 提出期限までに「報告・資料提出書」の提出がないとき（口頭による報告の場合は、出頭すべき日時及び場所に出頭しないとき）は、これを拒んだものとみなします。
- 4 口頭による報告を求められた場合で、あなたが病気その他のやむを得ない理由

があるときには、北海道公安委員会に対し、「報告日時等変更申出書」により報告の日時又は場所の変更を申し出ることができますので、「報告・資料提出要求書」の報告・資料提出先欄に記載されている所属に連絡してください。

なお、報告の日時又は場所を変更するか否かについては、「報告日時場所変更等通知書」にて通知いたします。

- 5 報告又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、その際は、報告又は資料の提出前に「代理人選任届出書」を北海道公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による報告期日に出頭する場合は、必ずこの「報告・資料提出要求書」を持参してください。

別記様式第2号（第4条関係）

報告・資料提出書

年 月 日

北海道公安委員会 殿

住所

氏名

印

北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成22年北海道条例第57号）第21条の規定により報告を要求されましたので、次のとおり報告提出資料の提出

記

報告・資料提出要求書の通知番号及び日付	第 号 年 月 日
報告又は提出資料の内容	

備	考

- 注 1 不用な文字は、横線で消すこと。
注 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
注 3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第3号（第5条関係）

報告日時等変更申出書			
年 月 日			
北海道公安委員会 殿			
住所			
氏名 印			
北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成22年北海道条例第57号）第21条の規定により口頭による報告の要求を受けましたが、次のとおり出頭すべき日時又は場所の変更を申し出ます。			
記			
報告・資料提出要求書の通知の番号及び日付		第 年 月 号 日	
		年 月 日（曜日）まで	

変更申出事項	通知事項	時 分 ころ
	場 所	
	日 時	年 月 日（曜日）まで
変更希望	時 分 ころ	
	場 所	
変 更 申 し 出 の 理 由		

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第4号（第5条関係）

第 年 月 日	
報告日時場所変更等通知書	
殿	
北海道公安委員会 印	
北海道暴力団の排除の推進に関する条例施行規則（平成23年北海道公安委員会規則第4号）第5条第3項の規定により、出頭すべき日時又は場所を次のとおり変更したので通知します。	
記	
報告・資料の提出要求書の通知番号及び日付	第 年 月 号 日
☐ 出頭すべき日時又は場所を変更する	

変 更 事 項	変 更 前	日 時	年 月 日 (曜 日) まで
		場 所	
	変 更 後	日 時	年 月 日 (曜 日) まで
		場 所	

☐ 出頭すべき日時又は場所を変更しない

出頭すべき日時又は場所を変更しない理由	
---------------------	--

注 1 不要な文字は、横線で消すこと。
2 該当する□の中に✓印を付けること。
3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第5号（第6条関係）

提出資料目録	
年 月 日	
北海道公安委員会 印	
北海道暴力団の排除の推進に関する条例施行規則（平成23年北海道公安委員会規則第4号）第6条第1項（第10条の規定により準用する場合を含む。）の規定により提出者が提出した下記目録の資料を受領した。	
記	
事 案 の 件 名	
提 出	氏 名
	住 所

者				
提 出 年 月 日	を 受 け た 日	年 月 日		
目 録				
番 号	標 目	数 量	所有者の氏名及び住所	備 考
取 扱 者	官 職 氏 名 印			

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第6号（第6条関係）

所有権放棄書	
年 月 日	
北海道公安委員会 殿	
住所	
氏 名 印	
下記目録の物件について所有権を放棄します。	
記	
目 録	

番 号	標 目	数 量	所有者の氏名及び住所	備 考
取 扱 者	官職氏名 印			
注 規格は、A列4番縦長とする。				
別記様式第7号（第6条関係）				
還付請書 年 月 日 北海道公安委員会 殿 住所 氏名 印 下記目録の物件の還付を受け、領収しました。				

記 録				
番 号	標 目	数 量	所有者の氏名及び住所	備 考
取 扱 者	官職氏名 印			
注1 目録欄の記載は、取扱者において行うこと。 2 規格は、A列4番縦長とする。				
別記様式第8号（第7条関係）				
第 年 月 日 勧告書				

殿

北海道公安委員会 印

北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成22年北海道条例第57号）第22条の規定により、次のとおり勧告します。

記

勧告の原因となる事実	
勧告の内容	

この勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、北海道暴力団の排除の推進に関する条例第23条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。

注1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第9号（第9条関係）

（表）

第 号

年 月 日

意見の聴取通知書

殿

北海道公安委員会 印

北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成22年北海道条例第57号）第23条第1項の規定による公表に際し、同条第2項の規定により、あなたに対し、次のとおり意見を述べる機会を付与するので通知します。

記

予定される公表の原因となる事実	
公表の理由	
公表の根拠となる条例の条項	
申述書の提出期限	年 月 日（曜日） 時 分 ころ まで
申述書の提出先	（〒 ー ） 電話 （内線） F A X
備考	

意見の聴取に際しての注意事項は裏面のとおりです。

注1 口頭による意見の聴取を行う場合は、備考にその旨並びに出頭すべき日時及び場

所を記載すること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

3 規格は、A 列 4 番縦長とする。

(裏)

意見の聴取に際しての注意事項

1 「申述書」には、「意見の聴取通知書」の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してください。

なお、口頭による意見の聴取が行われる場合は、「申述書」の提出は必要ありません。

2 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。

3 提出期限までに「申述書」の提出がないとき（口頭による意見の聴取の場合において、出頭すべき日時及び場所に出頭しないとき）は、意見を述べる機会を与えたものとみなします。

4 口頭による意見の聴取を行う旨の通知を受けた場合で、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、北海道公安委員会に対し、「意見の聴取日時等変更申出書」により意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができますので、「意見の聴取通知書」の申述書の提出先欄に記載されている所属に連絡してください。

なお、意見の聴取の日時又は場所を変更するか否かについては、「意見の聴取変更等通知書」にて通知いたします。

5 意見の申述に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、その際は、意見の申述前に「代理人選任届出書」を北海道公安委員会に提出してください。

6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合は、必ずこの「意見の聴取通知書」を持参してください。

別記様式第10号（第9条関係）

申述書

年 月 日

北海道公安委員会 殿

住所

氏名

印

北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成22年北海道条例第57号）第23条第2項の規定により意見を述べる機会を付与されましたので、次のとおり意見を申し述べます。

記

意見の聴取通知書の通知番号 及び日付	第 号 年 月 日
公表の原因となる事実その他 当該事案の内容についての意見	
備 考	

注1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 規格は、A 列 4 番縦長とする。

別記様式第11号（第10条関係）

意見の聴取日時等変更申出書

年 月 日

北海道公安委員会 殿

住所

氏名 印

北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成22年北海道条例第57号）第23条第2項の規定による意見を述べる機会の付与を行う旨の通知を受けましたが、次のとおり口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。

記

意見の聴取通知書の通知番号及び日付		第 年 月 号 日	
変更申出事項	通知事項	日 時	年 月 日（曜日）まで 時 分 ころ
		場 所	
	変更希望	日 時	年 月 日（曜日）まで 時 分 ころ
		場 所	
変 更 申 出 の 理 由			

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第12号（第10条関係）

第 年 月 号 日

意見の聴取変更等通知書

殿

北海道公安委員会 印

北海道暴力団の排除の推進に関する条例施行規則（平成23年北海道公安委員会規則第4号）第10条で準用する第5条第3項の規定により、出頭すべき日時又は場所を次のとおり変更したので通知します。

記

意見の聴取通知書の通知番号及び日付		第 年 月 号 日	
☐ 意見の聴取の日時又は場所を変更する			
変 更 事 項	変 更 前	日 時	年 月 日（曜日）まで 時 分 ころ
		場 所	
	変 更 後	日 時	年 月 日（曜日）まで 時 分 ころ
		場 所	
☐ 意見の聴取の日時又は場所を変更しない			
意見の聴取日時又は場所を変更しない理由			

- 注1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 該当する□の中に✓印を付けること。
3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第13号（第11条関係）

代理人選任届出書

年 月 日

北海道公安委員会 殿

住所

氏名

印

私は、北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成22年北海道条例第57号）第21条の規定により、報告又は資料提出の要求を受けましたが、次の者を代理人として選任し、報告又は資料の提出に関する一切の行為をすることを委任します。

記

報告・資料の提出要求書又は意見の聴取通知書の通知番号及び日付	第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	

代理人との関係

- 注1 不要な文字は、横線で消すこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第14号（第11条関係）

代理人資格喪失届出書

年 月 日

北海道公安委員会 殿

住所

氏名

印

私は、年 月 日に北海道公安委員会に対し、代理人選任届出書を提出しましたが、当該代理人がその資格を失ったので、本書をもって届け出します。

記

報告・資料の提出要求書又は意見の聴取通知書の通知番号及び日付	第 号 年 月 日
資格を喪失した代理人の住所	

資格を喪失した代理人の氏名	
---------------	--

注 規格は、A列4番縦長とする。

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第5号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第1号中「規制」の次に「（高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。）にあっては100キロメートル毎時、その他の道路にあっては60キロメートル毎時を超える最高速度の規制、軌道敷内通行可の規制、駐車可の規制及び停車可の規制を除く。）」を加え、同項第2号中「規制の」を「規制（高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。）にあっては100キロメートル毎時、その他の道路にあっては60キロメートル毎時を超える場合を除く。）の」に改め、同号イ中「（最高速度の規制が令第11条に定める速度以下の場合に限る。）」を削る。

別表4中

一般国道36号	札幌市中央区北1条西4丁目2番2から苫小牧市字錦岡36番まで
一般国道36号	苫小牧市字錦岡から白老郡白老町高砂4丁目まで
一般国道36号	登別市登別東町4丁目から室蘭市海岸町1丁目まで

を

一般国道36号	札幌市中央区北1条西4丁目2番2から室蘭市海岸町1丁目まで
---------	-------------------------------

に、

一般国道235号	苫小牧市字沼ノ端255番から浦河郡浦河町大通2丁目32番まで
----------	--------------------------------

を

一般国道235号	苫小牧市字沼ノ端902番7から浦河郡浦河町大通2丁目32番まで
----------	---------------------------------

に改め、

一般国道235号	苫小牧市字沼ノ端から苫小牧市字沼ノ端255まで
----------	-------------------------

を削り、

一般国道337号	石狩郡当別町ビトエから石狩市生振（生振高架橋）まで
一般国道337号	石狩郡当別町蔵岱3106から石狩郡当別町字当別太732番19まで
一般国道337号	石狩市新港南2丁目から小樽市銭函3丁目306番まで
一般国道337号	夕張郡長沼町南長沼東3南7から江別市美原454番4まで
一般国道337号	千歳市錦町3丁目から夕張郡長沼町東9線南6まで
一般国道337号	千歳市平和1から千歳市流通3まで

を

一般国道337号	夕張郡長沼町南長沼東3南7から石狩市生振（生振高架橋）まで
一般国道337号	石狩市新港南2丁目から小樽市銭函3丁目306番まで
一般国道337号	千歳市錦町3丁目から夕張郡長沼町東9線南6まで
一般国道337号	千歳市平和1から千歳市中央852番138まで

に、

道道 占冠インター線	勇払郡占冠村字シムカブ原野48番5地先から勇払郡占冠村字シムカブ原野48番2地先まで
------------	--

を

道道 占冠インター線	勇払郡占冠村字シムカブ原野48番5地先から勇払郡占冠村字シムカブ原野48番2地先まで
道道 北見津別線	網走郡津別町字本町146番2地先から北見市北上739番1地先まで
道道 北見置戸線	北見市北上739番1地先から北見市北上338番34地先まで

に、

市道 鳥取西通線	釧路市鳥取大通6丁目から釧路市鳥取南6丁目まで
----------	-------------------------

を

市道 鳥取西通	釧路市鳥取大通6丁目から釧路市鳥取南6丁目1番1地先まで
市道 北上西7号南道路	北見市北上272番2地先から北見市北上824番1地先まで

に改める。

別記様式第16号中「10cm」を「8.56cm」に、「 $\begin{array}{c} 7\text{cm} \\ \text{ } \end{array}$ 」を「 $\begin{array}{c} 5.40\text{cm} \\ \text{ } \end{array}$ 」に改める。

別記様式第16号の2中「10cm」を「8.56cm」に、「 $\begin{array}{c} 7\text{cm} \\ \text{ } \end{array}$ 」を「 $\begin{array}{c} 5.40\text{cm} \\ \text{ } \end{array}$ 」に改める。

附 則

この規則は平成23年4月1日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第160号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成23年3月29日

北海道警察本部長 殿 川 一 郎

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成23年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成23年3月29日に一般競争入札の公告を行うデジタル解析図化システムの賃貸借契約

(2) 資 格 デジタル解析図化システムの賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 デジタル解析図化システム

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

(1) 調達物品を賃貸借できることを証明した者であること。

(2) 調達物品に関し、保守点検が可能な者であること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成23年3月29日から同年4月15日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

北海道警察本部告示第161号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年3月29日

北海道警察本部長 殿 川 一 郎

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

デジタル解析図化システムの賃貸借 一式（1月当たりの単価）

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成23年6月1日から平成28年5月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 履行場所 契約担当者が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成23年北海道警察本部告示第160号に規定するデジタル解析図化システムの賃貸借契約に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
北海道警察本部総務部会計課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 北海道警察本部総務部会計課)
- (2) 入札日時 平成23年5月9日 午後2時(送付による場合は、同月6日 午後5時までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道警察のホームページ(<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>)でダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
- 8 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次に

よる。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2239

9 Summary

- A The nature and quantity of the products to be purchased : Dejital Photogrammetric Analyze Measurement System, 1 set
- B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., May 9, 2011
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., May 6, 2011)
- C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2239
-